

新文化ホール整備事業に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、現在進められている新文化ホール整備事業は市民に対する周知が不足しており異論も多い為、一度立ち止まり市民の意見を集約し未永く愛される文化ホールが建設されることを願い住民の判断を問うことを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票の実施は次の通りとする。

- ① 現在進んでいる新文化ホール建設事業が、市民の理解と納得を得ているものか否かを市民に問うため、市民による投票を行う。
- ② 住民投票は市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。
この条例の運用は、市民の意思表示の自由を保障するとともに市民の意思表示の機会拡大に資するように行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は市長が執行するものとする。

市長は地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を福知山市選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の施行日から70日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という）は、公職選挙法21条1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、一人一票とする。

- ① 投票を行う投票資格者（以下「投票人」）は、新文化ホール建設事業の見直しに賛成する者は賛成欄に、見直しに反対する者は反対欄に○印を記載して投票箱に入れなければならない。○印の記載は自書による。
- ② 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により自ら投票用紙に○印を自書出来ない場合は代理人が投票をすることが出来る。
- ③ 点字による投票の方法は規定で定める。

④ 投票用紙は別記する物を基本とする。

(情報公開)

第7条 市長は住民投票が正確に執行されるために市民が適切な判断ができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

- ① 市長は情報の提供に当たっては中立性の保持に留意しなければならない。
- ② 選挙管理委員会は住民投票の実施に当たり広報の発行や広報広告の掲載等、投票資格者が賛否の判断に必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。
- ③ 選挙管理委員会は前項の内容を行うに当たり、中立に扱うように留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収脅迫等の投票資格者の自由な意思が拘束されることや不当に干渉される事があってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるものの他、投票時間・場所・投票立会人・開票時間・開票場所等に関する必要な規定は、この条例で定める他、公職選挙法・公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の規定による

(住民投票結果の告示)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは直ちにこれを告示すると共に、告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票の促進)

第12条 この条例で定めるものの他、住民投票に関し必要な事項は規定で定める。

附 則

(施行及び条例の執行)

この条例は公布の日から施行する。尚、この条例は投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

令和六年執行

福知山市新文化ホール整備事業に関する住民投票

印

現在の「新文化ホール整備事業」の見直しに

		○をつける欄
反対	賛成	選択肢

〈 注意 〉

- 1 福知山市新文化ホール整備事業の見直しについて、あなたが良いと思う選択肢の上の○をつける欄に○をつけてください。
- 2 ○の他は何も書かないでください。

備考

- 1 投票用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとする
- 2 用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒色とする
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込印とする